

◆保育の必要性の認定について

- (1) 概要 保育の必要性の認定にあたっては、①「事由」、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定
- (2) 事由 (=「保育の必要性」の基準)

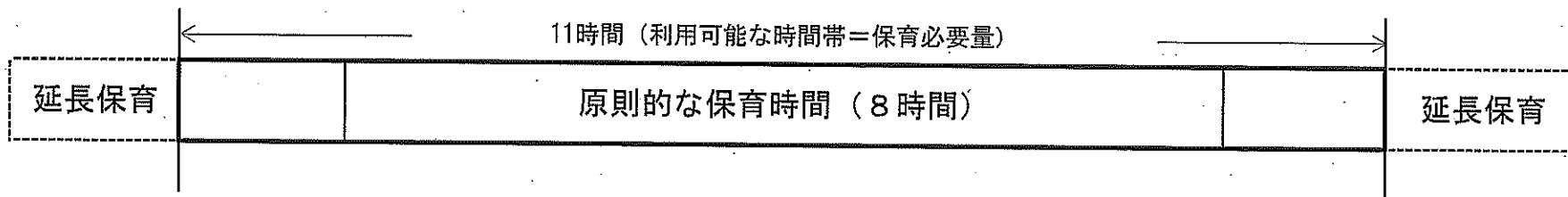
国		市
<p>①現行の「保育に欠ける」事由</p> <p>以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること。</p> <p>①昼間労働することを常態としていること (就労)</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間もないこと (妊娠、出産)</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること (保護者の疾病、障害)</p> <p>④同居の親族を常時介護していること (同居親族の介護)</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること (災害復旧)</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること(その他)</p>	<p>②新制度における「保育に欠ける」事由</p> <p>以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動 ・起業準備を含む</p> <p>⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩前各号に類する状態にあること(その他)</p>	<p>③「保育に欠ける」事由</p> <p>両親いずれも(両親と別居している場合は児童の面倒を見ている者)が次の事情にある場合</p> <p>①就労等(家庭内労働を含む)</p> <p>②妊娠・出産</p> <p>③疾病・負傷・障害</p> <p>④介護等</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥特別な事情 (求職活動・就学等)</p>

(3) 区分

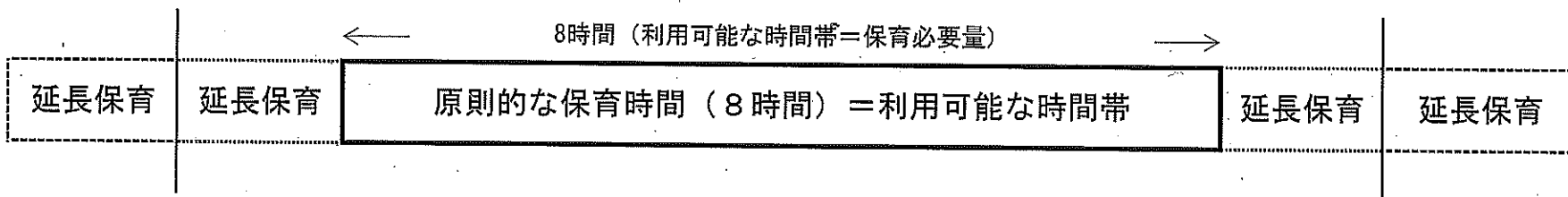
- ・主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2つの区分のもと、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

[保育必要量のイメージ]

【保育標準時間】 … 1ヶ月当たり120時間程度の就労



【保育短時間】 … 就労時間の下限は、1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める。



(4) 本市の案

- ・就労時間の下限は、1か月あたり52時間とする。(現行どおり)